

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について）

県立学校教育課

## 1 概要

県立学校の一斉臨時休業について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年4月6日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

## 2 一斉臨時休業の理由

- (1) 県内の新型コロナウイルス感染が確認される症例が相次いでいること。
- (2) 感染経路が不明な症例が確認され、市中感染が広がっている可能性があること。
- (3) 春休み期間中に感染拡大警戒地域などに滞在歴がある教職員や生徒がいること。

このような状況に鑑み、幼児児童生徒への感染拡大防止の観点から、県立学校を一斉臨時休業とした。

## 3 一斉臨時休業の期間等

県立学校の臨時休業の期間は4月7日から4月19日までとする。

小中学校については、設置者である市町村教育委員会へ県の対応を周知するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、適切に判断するよう依頼した。

今後、状況の変化に応じて、随時、必要な措置を講ずる。

## 4 添付資料

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校等における休業措置について（依頼）

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における  
一斉臨時休業について(通知)

沖縄県内において、県内の新型コロナウイルス感染症の患者が増加傾向にあること、感染経路が追えない症例が報告されたことを踏まえ、県内における感染状況のフェーズが変わったとの認識に立ち、感染拡大防止の観点から、学校保健安全法第20条に基づき県立学校を下記のとおり、一斉臨時休業とします。

については、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、学校の再開等については、改めて通知いたしますので、留意願います。

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月7日(火)～4月19日(日)

2 始業日および入学式等

- (1) 県立学校の始業日は4月20日(月)とする。
- (2) 入学式においては、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、時間短縮や保護者の参加等について対策を講じること。なお、入学式の案内や実施方法等については、各学校のホームページに掲載すること。
- (3) 始業式についても、上記条件を考慮し、教室や校庭等を活用して実施すること。

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

#### 4 寮及び寄宿舍の対応

寮及び寄宿舍は原則として閉寮とする。ただし、個別の生徒の実情により弾力的に扱うこと。

#### 5 4月の行事や部活動等の取り扱い

- (1) 4月に計画している遠足、対面式、新入生歓迎球技大会などの大人数が集まる行事等は、中止または延期を検討すること。
- (2) 休業期間中の部活動等は、一切行わないこと。

#### 6 休業期間中の出席等の取り扱い

休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこと。

#### 7 保健管理に関すること

- (1) 感染症対策の徹底については、家庭との連携により、咳エチケットや手洗い等の励行、毎日の検温と健康状態の確認を行うよう指導すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという旨を児童生徒に理解させ、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう指導を徹底すること。
- (3) 臨時休業中に県外へ渡航歴のある生徒又は県外より入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から5日間は自宅等で待機するものとし、5日後、健康状態に問題がなければ登校させる。  
なお、来沖後、2週間は健康観察を行うこと。

#### 8 教育課程に関すること

児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮して行うなど検討すること。

#### 9 公立学校の教職員の出勤等

- (1) 職員は、自宅で健康観察を行い、37.5度以上の発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合は、上司に報告して出勤しないこと。また、体温計は持参して職場で業務開始前に検温し、37.5度以上ある場合は、上司に報告して帰宅すること。期間は4月20日まで行うこととする。
- (2) 学校長は、教員が県外（特に東京、神奈川、大阪、福岡などの感染拡大警戒地域）から帰沖した場合は、5日間は出勤を控えさせて健康管理を行わせるとともに、自宅で教材研究等を行う、いわゆる自宅研修の取り扱いとすることが望ましい。

なお、県内の状況が変わったことから、4月3日付け教人号外は廃止とする。

#### 問い合わせ先

教育庁県立学校教育課	098-866-2715
保健体育課	098-866-2726
学校人事課	098-866-2730

教義第21号  
令和2年4月6日

各市町村教育委員会教育長 殿  
各教育事務所長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校等における休業措置について(依頼)

みだしのことについて、県内において新型コロナウイルス感染症の患者が増加傾向にあること、感染経路が追えない症例が報告されたことを踏まえ、県教育委員会においては、令和2年4月7日(火)から2週間程度の「県立学校の一斉臨時休業」を実施することとしました。

については、市町村教育委員会においては、このことについて御確認いただくとともに、地域や学校の実情を踏まえ、適切に判断いただくようお願いいたします。

記

【臨時休校中の対応について】

- (1) 児童生徒に対しては、不要不急の集まりや人混みを避けるよう、自宅待機を指導する。
- (2) 健康観察の徹底については、家庭との連携により、児童生徒に対し、毎日の検温(朝夕)と健康状態の確認を行う。
- (3) 保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒については、学童等との連携を含め、支援を行う。
- (4) 春休み期間に県外へ旅行又は県外から転入した幼児児童生徒及び教職員に対し、健康状態の把握や必要な配慮等について適切に対応する。
- (5) 具体的な対応については、令和2年3月27日付け教義第1643号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について(3月26日時点)(依頼)」を熟読のうえ、対応する。